日本国憲法の改正手続に関する法律第61条第３項に規定する投票人に該当する旨の記載に係る申請書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第75条の規定によって国民投票郵便等投票証明書に日本国憲法の改正手続に関する法律第61条第３項に規定する投票人に該当する旨の記載を受けたいので、必要書類を添え申請します。

何年何月何日

投票人名簿に記載されている住所

生年月日

氏　　名

都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長　　氏　　名あて

添付書類

１　国民投票郵便等投票証明書

２　身体障害者手帳若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第75条第１項第１号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面又は戦傷病者手帳若しくは同項第２号に規定する上肢若しくは視覚の障害の程度を証明する書面